

## NPO 法人の貸借対照表の公告

現在、NPO 法人は、法人設立の際の資産の総額、つまり正味財産の額を登記し、その後、毎事業年度末日現在の資産の総額を、当該末日から3カ月以内（平成28年3月31日までに開始した事業年度末日現在の資産の総額については2カ月以内《経過措置》）に変更登記が必要となっています。しかし、この変更登記の負担を軽減するため、今後、NPO 法人の登記事項から「資産の総額」を削除する方向で、組合等登記令の改正の準備が進められています（平成30年10月1日想定）。

ただし、引き続き①NPO 法人の透明性を高め、②債権者を保護し、取引の安全と円滑を図るための措置として、平成28年の法改正により**貸借対照表の公告**<sup>(注)</sup>が義務付けられました（法28の2）。NPO 法人は、定款で定めた方法により、毎年度、貸借対照表を公告する方式となり、「資産の総額」の登記が不要となります。

公告方法は、各 NPO 法人が法で定められた方法から選択し、定款で定める必要がありますので、法改正前に設立された NPO 法人については、必要に応じて定款変更（届出）が必要となります。

(注) 貸借対照表の公告に係る規定（法28の2）の施行日は、別途政令で定める日（公布の日から2年6カ月以内）とされています（平成30年10月1日想定）。よって、それまでは「資産の総額」の登記が必要です。

### (1) 公告方法とその期間等

NPO 法人は、次の①～④のうちから選択し、定款で定める方法により、作成後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければなりません。

#### ① 官報に掲載する方法（法28の2①一）

公告の内容は「**要旨**<sup>(注1)</sup>」で足りる（法28の2②）。また、一度の掲載で公告となる。

#### ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法（法28の2①二）

公告の内容は「**要旨**<sup>(注1)</sup>」で足りる（法28の2②）。また、一度の掲載で公告となる。

#### ③ 電子公告<sup>(注2)</sup>（法人のホームページ、内閣府ポータルサイト等）（法28の2①三、法規3の2①）

貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して公告（法28の2④）。

(例) 4月～3月を事業年度とする NPO 法人が、平成30年度の貸借対照表を平成31年6月1日に作成した場合、平成37年3月31日まで継続して公告する必要があります。

#### ④ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法<sup>(注3)</sup>（法28の2①四、法規3の2②）

当該公告の開始後1年を経過する日までの間、継続して公告（法規3の2③）。

(注1) 「要旨」とは、掲載金額の単位を、例えば「千円」とすることがあります（一般法人法同様：規則第50条第2項）。掲載科目の範囲については、各法人の事業活動の内容、規模、財務状況等の具体的事情に応じて、重要な項目に適切に区分し、それぞれの合計額を掲載した事項を公告してください。

(注2)・ ③「電子公告」を公告の方法とする場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の当該公告の方法として、①「官報に掲載する方法」又は②「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法」のいずれかを定めることができます。（法28の2③）

・ 公告期間中、公告の中断が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼしません（法28の2⑤）。

a. 公告の中断が生ずることにつき NPO 法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は NPO 法人に正当な事由があること（法28の2⑤一）

b. 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の10分の1を超えないこと（法28の2⑤二）

- c. NPO 法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと（法 28 の 2 ⑤三）
- ・ 公告方法として電子公告を選択する場合、URL を登記する必要はありません。
- ・ 貸借対照表を含めた事業報告書等の提出を受けた所轄庁による、内閣府ポータルサイトへの掲載をもって、貸借対照表の公告とはなりません。

(注 3) ④「法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法」を公告の方法とする場合には、利害関係者のみならず、広く市民が当該法人の主たる事務所において、容易に貸借対照表にアクセスできる状態にあることが必要です。したがって、例えば、法人の主たる事務所の掲示板や入口付近に掲示することが相応しいです。

## (2) 定款の記載方法

貸借対照表の公告方法を定款で定める際の記載例は次のとおりです。

【記載例】（公告の方法）

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇〇して行う。

※下線部の記載例については、次の【公告方法別の記載例】を参照。

### 【公告方法別の記載例】

公告方法	記載例
① 官報	全ての公告を、法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う場合は、貸借対照表の公告方法を別途記載する必要はありません。 【貸借対照表の公告を官報への掲載のみとする場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、 <u>官報に掲載</u> して行う。
②（時事に関する事項を掲載する） 日刊新聞紙	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、 <u>〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載</u> して行う。
③ 電子公告	【記載例 1：法人のホームページを選択する場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、 <u>この法人のホームページに掲載</u> して行う。
	【記載例 2：内閣府 NPO 法人ポータルサイトを選択する場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、 <u>内閣府 NPO 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載</u> して行う。
	【記載例 3：事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、 <u>この法人のホームページに掲載</u> して行う。 <u>なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載</u> して行う。
④ 主たる事務所の公衆の見やすい場所	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、 <u>この法人の主たる事務所の掲示場に掲示</u> して行う。

(注 1) 【記載例】 第〇条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

上記のように、定款において官報掲載を定めない場合であっても、下記の、法により「官報に掲載して公告する」と定められた公告については、定款で選択した方法とは別途、官報に掲載して行う必要があります。

- ・ 解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告（法 31 の 10④）
- ・ 清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告（法 31 の 12④）

(注2)【記載例】 第〇条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

上記のように、複数の手段を重ねて選択することは可能ですが、下線部を「又は」とするような選択的な方法を定めることは、定款を見ただけでは公告方法を確定的に理解できないため相応しくありません。

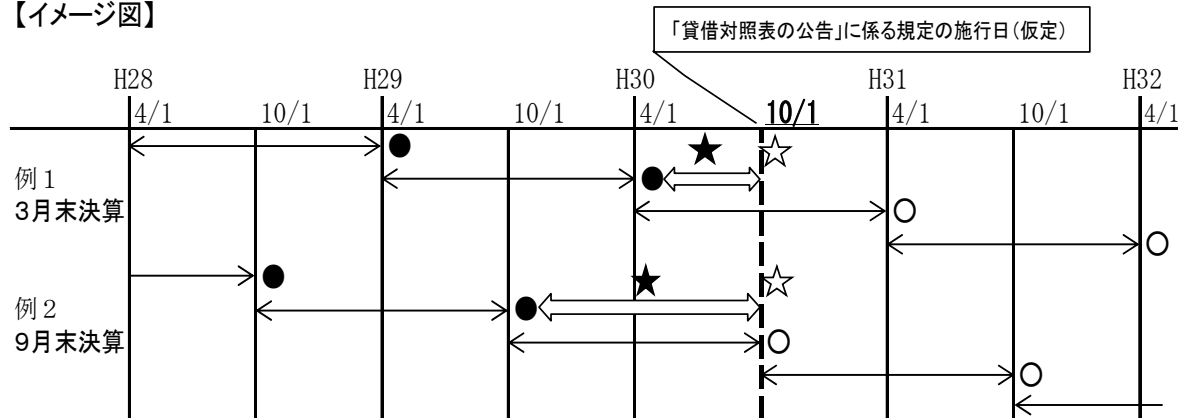
平成28年改正法における貸借対照表の公告に関する規定（法28の2）の施行日前に設立されたNPO法人の定款において、既に定められている公告方法と、貸借対照表の公告を目的とする公告方法が同じである場合には、定款変更を行う必要はありません。

### (3) 公告の開始時期

公告開始の対象となる貸借対照表は、貸借対照表の公告を必要とする旨の規定が設けられた法改正の施行日を、想定されている平成30年10月1日と仮定すると、平成30年10月1日以降に作成する貸借対照表からとなります。（法附則4①）

ただし、平成30年9月30日以前に作成した貸借対照表で直近のもの（「特定貸借対照表」という。）についても公告する必要があります。この場合、①施行日（平成30年10月1日（仮定））までに公告するか、②施行日以降遅滞なく公告する必要があります。（法附則4②③）（【イメージ図】を参照）

#### 【イメージ図】



- ⇔:事業年度 ●:資産の総額の変更登記 ○:貸借対照表の公告 ⇄:特定貸借対照表の公告開始期間  
※ ★または☆のいずれかのときに、特定貸借対照表を公告。(☆以降は遅滞なく)  
※ 貸借対照表の公告に係る規定の施行日(仮定)の前日(平成30年9月30日)までは、特定貸借対照表の公告の有無に関わらず、「資産の総額」の登記が必要です。